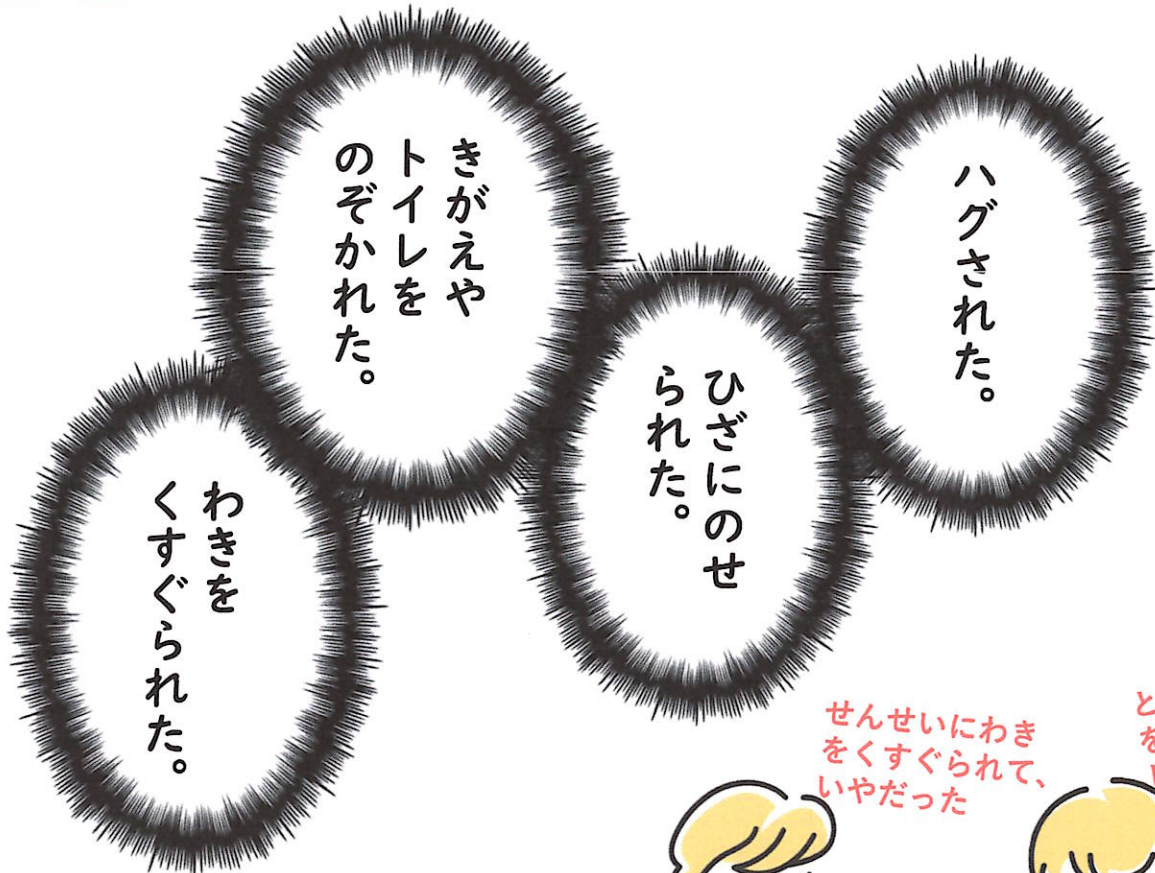


こまったときは・・・

ひとりでなやまず 相談してください



千葉県教育委員会では、教職員と児童生徒とのSNS等を使用した私的なやりとりや、児童生徒の教職員の自家用車への同乗は、わいせつ事案等のきっかけとなりうることから、禁止しています。なお、やむを得ず行うときには、管理職の許可を得る必要があります。



じ どう せい と む
児童生徒向け
わいせつセクハラ
そうだんまどぐち
相談窓 □

登録
不要

メール
で
相談



【入力項目】
(必須) 相談者氏名・内容・返信の希望有無
(任意) タイトル・郵便番号・住所・電話番号・添付ファイル

※その後の対応について、メール等で教職員課相談担当職員とやりとりを行う。
※保護者が代わって入力することも可能です。